平成２１年（フ）第３３号
鳥取県倉吉市北野288番地18
債務者　鈴木　　宏
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北舘　篤広
4　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月５日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第６２３３号
大阪市大正区南恩加島２丁目６番17号　ＪＭマンション202号
債務者　浦部　　香
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３１７号
大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目15番18号
債務者　陽　俊二郎
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１４号
北海道旭川市忠和３条６丁目２番10号
債務者　嶋村　卓朗
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月25日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
北海道虻田郡洞爺湖町財田99番地
債務者　糸川　偉昭
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４９号
岐阜県大垣市荒尾町1731番地41
債務者　青山　織江
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
岐阜県安八郡輪之内町下大榑新田61番地
債務者　林　　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
岐阜県安八郡安八町東結1433番地の10
債務者　辛島眞知子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
愛知県岡崎市河原町９番地２　コーポ吉103
債務者　志津　正美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟510号
債務者　桐山　丈治
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３４５号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟510号
債務者　桐山芳美こと　朴　　芳美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５９号
愛知県豊田市新生町３丁目35番地１　水野ビル303号
債務者　菊地　憲之
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
愛知県碧南市末広町２丁目62番地　末広ハイツ202号
債務者　中井　一喜
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
愛知県豊田市若林東町石根21番地１　アーバンスクエアＡ202号
債務者　中島　貞信
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産廃止

平成１５年（フ）第３４５号
石川県小松市下牧町丙93番地
破産者　川腰　敏雄
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
金沢地方裁判所小松支部